

薦生発1021第1号
令和3年10月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第174号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる4物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N -(1-アダマンチル)-1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=3-[$(4,4\text{-ジフルオロピペリジン-1-イル})$ スルホニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類
- ③ 1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ④ 1-[1-(ベンゾ[*b*]チオフェン-2-イル)シクロヘキシリル]ピペリジン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和3年10月21日)から起算して10日を経過した日(令和3年10月31日)から施行する。



(号外)

独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

目次

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を改正する省令（厚生労働一七四）

○厚生労働省令第百七十四号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

省令

(指定薬物)		改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
第一条	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。			
一～十三	(略)			
十四	N-（アダマンチル）-H-インダ			
	(新設)			
十五	N-（アダマンチル）-H-インダ			
類	クロヘキシルメチル			
	ゾール-三カルボキサミド及びその塩類			
十六	(略)			

十五	N-（アダマンチル）-H-インダ			
類	クロヘキシルメチル			
	ゾール-三カルボキサミド及びその塩類			
十六	(略)			

明治二十五年二月三十日
第一種郵便物認可

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

八十一	キノリン一八一イルリ三一〔(四・ 四一ジフルオロビペリジン一一イル) スルホ二ル〕一四一メチルベンゾアート 及びその塩類	十七、七十九 (略)
八十二	(略)	八十九、七十八 (略)
八十三	〔九十七 (略)	八十九、九十五 (略)
九十八	(略)	九十六 N・N-ジイソプロピルトリプタ ミン及びその塩類
九十九	一一(ジエチルアミノ)エチル トロベンズイミダゾール及びその塩類	八十、キノリン一八一イルリ一一(シク ルオロベンジル)一H-インダゾー ル一三カルボキシラート及びその塩類
二一	(四一メトキシベンジル)一五一二 (新設)	八十一、九十五 (略)
百 (略)	九十七 三一ジエチルアミノ一二・二一ジ メチルプロピルリ四一アミノベンゾア ト及びその塩類	十六、七十八 (略)
百一	〔二百十七 (略)	七十九、キノリン一八一イルリ一一(シク ルヘキシルメチル)一H-インダゾー ル一三カルボキシラート及びその塩類 (新設)
百二	〔二百十八 (略)	九十八、二百十四 (略)
百三	〔二百十九 一一〔一〔ベンゾ[b]〕チオ フェン〕一一イル〕シクロヘキシル〕ビ ペリジン及びその塩類	二百五、一〔ベンジル〕四一メチルビペ ラジン及びその塩類 (新設)
百四	〔二百二十 (略)	二百十六 一一(ベンゾフラン一一イ ル)一N-エチルプロパン一一アミン 及びその塩類
百五	〔二百二十一 三〔二百二 (略)	二百十七 二〔二百九十八 (略)

発行所	二東京一 立番五都〇 行政局港區虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	一本一 カ月一、六四一円(本体一、 配一四三円(本体一、 送一三〇円 別